

2026年5月20日

各位

会社名 株式会社メドレックス  
代表者名 代表取締役社長 松村米浩  
(コード番号：4586 東証グロース)  
問合せ先 取締役経営管理部長 藤岡 健  
(TEL. 03-3664-9665)

### 第三者割当てによる第35回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行 及び第三者割当契約等の締結に関するお知らせ

当社は、2026年5月20日開催の取締役会において、以下のとおり、グロース・キャピタル株式会社を割当予定先として第35回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、グロース・キャピタル株式会社（以下「グロース・キャピタル」又は「割当予定先」といいます。）との間で、本新株予約権に係る第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026年6月5日
(2) 発行新株予約権数	147,820個
(3) 発行価額	総額1,626,020円（本新株予約権1個当たり11円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：14,782,000株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権について上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権の下限行使価額は37円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は14,782,000株です。
(5) 調達資金の額	1,006,584,020円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：69円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、かかる効力発生日の属する週の前週の最終取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の94%に相当する金額（1円未満の端数を切り捨てます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法によります。
(8) 行使期間	2026年6月8日から2027年6月11日
(9) 割当予定先	グロース・キャピタル
(10) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本第三者割当契約を締結する予定です。本第三者割当契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載しております。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社が、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること（当該行使制限措置の詳細は「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。）。</li> <li>・ 本新株予約権の①当社、②ネクスト・グロース株式会社、③ネクスト・グロース株式会社若しくは割当予定先の子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 3 号に定める子会社をいいます。）、④割当予定先の代表取締役である嶺井政人が発行済株式の全てを保有する株式会社若しくは社員権の全てを保有する会社、又は⑤上記②乃至④の会社が現在若しくは今後組成する投資事業有限責任組合（以下、個別に又は総称して「許容譲渡先」といいます。）以外の者への譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であること。なお、ネクスト・グロース株式会社は、グロース・キャピタルと同一の代表取締役である嶺井政人氏により設立された会社です。</li> </ul> <p>上記のほか、本第三者割当契約においては、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等（6）ロックアップ」に記載しておりますとおり、本新株予約権に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p> <p>また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結する予定です。本覚書において、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載する行使コミット条項が定められる予定です。</p>
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

当社グループは、イオン液体<sup>\*1</sup>を利用した独自の経皮製剤技術 ILTS<sup>®</sup> (Ionic Liquid Transdermal System) を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収<sup>\*2</sup>性を飛躍的に向上させることにより、新しい医薬品を開発することを事業の中核に据えた創薬ベンチャーです。当社グループにとって米国での第 1 号製品となる「Bondlido (MRX-5LBT: リドカインテープ剤)」は、2025 年 9 月に米国規制当局であるアメリカ食品医薬品局 (FDA: Food and Drug Administration) から成人の帯状疱疹後の神経疼痛を適応として販売承認を取得し、成功裡に開発完了しています。2026 年 5 月 15 日に米国の製薬会社 Terrain Pharmaceuticals (ネバダ州リノ、以下「Terrain」といいます。) と販売提携に関する基本条件について法的拘束力のある契約条件書を締結し、現在、米国における販売ライセンス契約に関する条件詳細を詰めることと並行して、2026 年下半期の上市に向けた準備を Terrain とともに進めています。続いて「MRX-4TZZ: 痙性麻痺治療薬 (チザニジン<sup>\*4</sup> テープ剤)」

「MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤（フェンタニル<sup>\*5</sup>テープ剤）」の2つのパイプラインが臨床開発ステージにあります。また、米国の創薬ベンチャーAlto Neuroscience, Inc.（米国カリフォルニア州マウンテンビュー、以下「Alto」といいます。）との提携下で開発が進められている「Alto-101：統合失調症治療薬（PDE4 阻害<sup>\*6</sup>貼付剤）」について、2026年4月に統合失調症患者に対する臨床第2相 POC 試験の結果速報が得られ、主要評価項目において有意に近い改善（ $p=0.052$ ）が見られたものの統計的に有意な結果を達成しませんでした。この結果を受けて、Alto は今後、Alto-101 については独自に開発せず戦略的提携機会を模索する方針を表明しています。当社は今後、上記試験結果について Alto とともに詳細に分析するとともに、製剤改良の可能性を含めて Alto と協議のうえで方針を決定していく予定です。さらに、当社グループではこれらの貼付剤パイプラインとは別に、無痛での自己接種が可能で従来の接種方法と比べて高い免疫応答が期待できる、ワクチン等の投与デバイスであるマイクロニードル<sup>\*7</sup>の研究開発に取り組んでいます。世界でまだ数ヶ所しかない医療用医薬品／ワクチン用途のマイクロニードル治験薬工場を稼働させており、モデル動物を用いたフィージビリティスタディ（実現可能性を検討する研究）を実施しながら、事業提携を模索しています。

このような状況の下、本第三者割当契約に基づく資金調達（以下「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）は以下の3点を使途として実施するものです。

① MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用：330百万円

MRX-4TZT は、ILTS<sup>®</sup>を用いて製剤開発した、中枢性筋弛緩薬であるチザニジンのテープ型貼付剤です。チザニジンを経皮製剤化することにより、経口剤と比較して、有効血中濃度の持続性、眠気や口渇等の副作用の低減等の利点が期待されます。第24回、第25回及び第32回新株予約権による調達資金を用いて臨床第2相試験（多発性硬化症による痙縮患者を対象に高用量域におけるMRX-4TZTの安全性・忍容性及び有効性をチザニジン経口剤と比較する試験）を進めていますが、試験デザインの拡充変更（個人差によるデータのばらつきを抑制するためにクロスオーバーデザインを採用したことに伴い試験期間を延長いたしました。）及び円安の進行により臨床第2相試験費用が当初想定を上回る見込みであり、臨床第2相試験を完遂するには、第25回及び第32回新株予約権による調達資金1,330百万円（2026年4月末時点で1,040百万円を充当済み）に加えて330百万円が必要となる見込みです。その不足分330百万円を調達することが、本資金調達の第一の目的です。

② Bondlidoの販売承認維持費用：100百万円

Bondlido は、ILTS<sup>®</sup>を用いた新規のリドカインテープ剤であり、米国にて成人の帯状疱疹後の神経疼痛を適応として販売承認を取得しています。Bondlidoの製造販売業者である当社100%子会社MEDRx USA INC（米国カリフォルニア州）において必要となる、FDAへのユーザーフィー及び医薬品安全性監視（Pharmacovigilance）費用を調達することが本資金調達の第二の目的です。

③ 製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金：576百万円

当社グループでは、MRX-4TZT、Alto-101等の公表している開発候補品以外にも、中枢神経関連の候補薬物を中心に、製薬会社等と共同で、又は当社グループ独自で医薬品等の製剤開発を継続的に進めております。新規パイプライン創出に向けた製剤開発を中心とした継続的な研究開発への取組みが当社グループの創薬力／競争力の源泉であり、これらにかかる研究開発費用（研究人件費、研究消耗品費、動物実験の外注費用、特許出願費用等。2025年実績より21百万円／月を見込んでおります。）、及び運転資金（管理人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等。2025年実績より18百万円／月を見込んでおります。）を確保することが本資金調達の第三の目的です。

主要パイプラインが未だ臨床開発段階にある創薬パイプライン型ベンチャーとして、当社グループでは2年分超の事業資金を保持している状況が理想的な水準と考えております。2025年末時点で

1,754百万円の現預金を保有しているものの、2026年12月期は1,502百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を予定しており、このタイミングで製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金を確保しておきたいと考えております。

医薬品の研究開発には長期に及ぶ先行投資が必要であり、その結果、現在当社グループは期間損益のマイナスが先行して営業赤字が継続しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況となっております。この点、当社が2026年2月13日に公表した第24期決算短信において、連結損益計算書（自2025年1月1日至2025年12月31日）における親会社株主に帰属する当期純損失は937百万円、連結貸借対照表（2025年12月末）における利益剰余金は899百万円のマイナスとなっております。但し、2013年の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う資金調達及び上場以降適時に実施してまいりました資金調達により、既存のパイプラインに関する研究開発活動を展開するための資金（1年分超の事業資金）は確保できており、継続企業の前提に関する不確実性はないと認識しております。このような現況において、現有資金（2025年末時点で1,754百万円、約1年分の事業資金）では上記①②③の費用を賄うには十分ではないと考え、本資金調達を計画しました。当社グループの医薬品製剤技術を大きな事業価値として具現化するために、また各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実性を分散するための方策としても、積極的に開発パイプラインのポートフォリオを充実させることが当社グループの収益基盤を強化・複線化する最善の手段であり、中長期的な当社グループの企業価値向上に資すると考えております。

第25回新株予約権による調達資金は、①新規パイプライン創出に向けた製剤開発に210百万円、②MRX-4TZT 臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含みます。）に1,040百万円を2026年4月末時点で充当済みです。残りの調達額150百万円は、②に2026年12月にかけて充当予定です。

第28回新株予約権による調達資金は、①製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金に439百万円、②MRX-7MLL P1a試験に120百万円、③MRX-4TZT 臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用（前半支払部分）に90百万円を充当済みです。

第29回新株予約権については、①製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金に312百万円を2026年4月末時点で充当済みです。残りの調達額87百万円は、②MRX-4TZT 臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用（後半支払部分）に2026年6月から12月にかけて充当予定です。

第32回新株予約権については、②MRX-5LBT “Bondlido”の上市準備・承認維持費用に28百万円、③製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金に327百万円を2026年4月末時点で充当済みです。残りの調達額372百万円は、①MRX-4TZT 痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含みます。）に140百万円を2026年12月にかけて、②に232百万円を2026年10月にかけて充当予定です。

#### （語句説明）

- (\*1) イオン液体とは、融点が100℃以下の塩（えん）のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社は、薬物をイオン液体化するか、又はイオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、①人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、②対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、③薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形（貼り薬、塗り薬等）に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS®(Ionic Liquid Transdermal System)と呼んでいます。
- (\*2) 経皮吸収とは、皮膚から（薬物を）体内に吸収・浸透させることです。
- (\*3) リドカインとは、神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬の一種です。

- (\*4) チザニジンとは、中枢性筋弛緩剤（脳や脊髄にある中枢神経に作用して筋肉の緊張を緩和する薬）の一種で、痛みを伴う肩こりや腰痛、五十肩、緊張性頭痛等の治療及び痙性麻痺等の筋肉がこわばる症状の治療に使用されています。
- (\*5) フェンタニルとは、中枢性鎮痛薬（脳や脊髄にある中枢神経に作用して痛みを抑制する薬）の一種で、医療用麻薬に指定されており、重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に使用されています。
- (\*6) PDE4 阻害剤は、ホスホジエステラーゼ 4 という酵素の働きを阻害する物質の総称です。様々な炎症性疾患において、免疫細胞に PDE4 が過剰に存在することにより、免疫バランスの異常が生じて炎症が起こっていると考えられています。
- (\*7) マイクロニードルとは、生体分解性樹脂等から成る数百  $\mu\text{m}$  の微小針の集合体で、当社開発品は生け花に用いる剣山を数百  $\mu\text{m}$  レベルに縮小したような形状です。マイクロニードルは、注射しか投与手段のないワクチンや核酸医薬・タンパク医薬等の無痛経皮自己投与を可能にし、またワクチンや免疫性疾患においては従来の注射剤と比べて高い免疫効果が期待される、有望な投与デバイスとして注目されています。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対して本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本第三者割当契約及び本覚書を締結いたします。本新株予約権の発行要項、本第三者割当契約及び本覚書には、以下の内容が規定される予定です。

#### ① 行使コミット条項

##### <コミット条項>

割当予定先は、本覚書において、原則として 2026 年 6 月 8 日から 2027 年 6 月 4 日までの期間（以下「コミット期間」といいます。）に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することを約します。

かかる行使コミットメントが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

また、コミット期間中のいずれかの取引日において、①東京証券取引所の発表する当社普通株式の終値が、当該取引日において適用のある下限行使価額の 110%以下となった場合、②当社普通株式が東京証券取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合、③東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（東京証券取引所において取引約定が全くない場合）、④当社普通株式の普通取引が東京証券取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとします。）、又は⑤割当予定先の事情に起因する場を除き、何らかの理由で本新株予約権の行使ができない場合（割当予定先が当社の未公表のインサイダー情報を保有し、当社普通株式を売却することができないことに起因して本新株予約権の行使ができない場合を含みます。）（以下、上記①乃至⑤の事象を総称して、「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が 1 回発生する毎に、コミット期間は 1 取引日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計 5 取引日を上限とします。）。

なお、上記の延長は、各取引日において生じたコミット期間延長事由につき 1 回に限られ、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は 1 回のみとなります。

##### <コミット条項の消滅>

コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴うコミット期間の延長が5取引日を超えた場合、行使コミットメントに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、かかる場合においても、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

## ② 本新株予約権の譲渡

本第三者割当契約に基づいて、本新株予約権の許容譲渡先以外の者への譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で本第三者割当契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨が規定されています。

なお、本新株予約権について許容譲渡先に譲渡する場合には、手続きの簡便化の観点から通知で足りる旨が本第三者割当契約に規定されています。また、本新株予約権が譲渡された場合には、適時適切に開示いたします。

## ③ 割当予定先による IR 支援

当社は、当社の資金調達を支援するために割当予定先が本新株予約権を引き受けることに加え、当社の企業価値向上を支援するため、当社の個人投資家向け戦略的 IR を支援する施策を実施する旨の提案を受けました。当社は、割当予定先が複数の上場ベンチャー企業の IR 支援の実績を有することを考慮し、グロース・キャピタルから資金調達の支援に加えて、個人投資家向け IR セミナー開催支援及び個人投資家向け記事コンテンツの作成支援を受けることが、当社の中長期での企業価値の向上を図るために有益であると考えております。

### (2) 資金調達方法の選択理由

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達は、本新株予約権により比較的短期間で必要な資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、調達タイミングの分散化も図られる設計となっており、かつ一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

#### <本スキームの特徴>

- ① コミット期間延長事由が発生しない場合、原則、2027年6月4日までに全部行使され（行使コミットメント）、かかるコミットメントによる行使の蓋然性は高いと考えられること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は14,782,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（2026年3月31日現在の発行済株式総数59,365,100株（2025年12月31日現在の総議決権数593,517個）に対する最大希薄化率は、24.90%（議決権数ベースで24.91%））。
- ③ 本新株予約権については、その割当日の翌日以降、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
- ④ 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。

#### <本スキームのメリット>

- ① 上記「<本スキームの特徴>」に記載のとおり、本覚書においてコミット条項が規定される予定であり、行使コミットメントにより、当社は本スキームによる資金調達の確実性を高めることができること。
- ② 本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本第三者割当契約において譲渡制限が付される予定であるため、原則として許容譲渡先を除き、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されないこと。

- ③ 本新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性があること。
- ④ 本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、2週間前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっており、これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合等には、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できること。

#### <本スキームのデメリット・留意点>

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があり、さらに、株価が下限行使価額を下回って推移した場合には調達ができない可能性もあること。
- ③ 希薄化タイミングの分散化が企図されているものの、本新株予約権の行使が進んだ場合、合計14,782,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。
- ④ 割当予定先は当社普通株式の長期保有を約していないため、本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社普通株式の売却による株価への影響も一定程度存在すること。

#### <他の資金調達方法との比較>

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である各既存投資家が払込みに応じるかを個別に判断を行うことから、当社が必要とする資金額を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと考えられること。
- ③ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ④ 行使価額が修正されない新株予約権のみで資金調達を行う場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が全く享受できないこととなり、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ⑤ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。
- ⑥ 株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があること。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができないこと。
- ⑦ 借入れ又は社債による資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権に係る調達資金	1,021,584千円
本新株予約権の払込金額の総額	1,626千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	1,019,958千円
・発行諸費用（弁護士費用、価格算定費用、登記関連費用等）	15,000千円
・差引手取概算額	1,006,584千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行による資金調達の使途については、以下を予定しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① MRX-4TZT：癌性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用	330	2026年6月～2026年12月
② Bondlidoの販売承認維持費用	100	2026年11月～2027年12月
③ 製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金	576	2026年6月～2027年8月
合計	1,006	—

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。
3. 資金を使用する優先順位としましては、上記①、②、③の順に充当する予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりです。また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

#### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するものであり、今回の資金調達は、中長期的な事業拡大や安定的かつ強固な事業基盤の確立に繋がり、当社の企業価値の向上により既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。したがって、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、赤坂国際会計は、評価基準日（2026年5月19日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等（割当予定先は、株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を、直近1年間にわたる日次出来高の実績水準から想定される1日当たり出来高の約12.5%の範囲で市場において売却するものとします。）並びに割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提（当社の株価（74円）、ボラティリティ（101.3%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（1.1%）及び市場出来高を含みます。）を想定して評価を実施しております。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した本新株予約権の評価額11円を参考として、割当予定先との協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を評価額と同額の金11円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は69円に設定されており、その後、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日の終値の94%に相当する金額に修正されます。また、本新株予約権の行使価額は下限行使価額である37円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、下記「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（3）最近の株価の状況 ②最近6ヶ月間の状況」及び「③発行決議日前取引日における株価」に記載の最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる本新株予約権の行使価額及びこれを反映して算出された払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査等委員会（監査等委員3名により構成、いずれも社外取締役）からは、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額で設定されていることから、かかる払込金額が割当予定先に特に有利でないとする取締役の判断につき、法令に違反する重大な事実は認められないと判断した旨の意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、2026年3月31日現在の発行済株式総数59,365,100株に対して最大24.90%（2025年12月31日現在の総議決権数593,517個に対して最大24.91%）の希薄化が生じます。

しかしながら、今回の資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」及び「5. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、中長期的な事業拡大や安定的かつ強固な事業基盤の確立することにより企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計14,782,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は1,191,136株であり、一定の流動性を有していることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	グロース・キャピタル株式会社		
(2) 所 在 地	東京都港区南青山三丁目8番40号 青山センタービル2F		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 嶺井 政人		
(4) 事 業 内 容	① 投資業 ② マーケティング支援業務 ③ 成長支援のコンサルティング等		
(5) 資 本 金	3,000 万円		
(6) 設 立 年 月 日	2019 年 4 月 1 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	3,000 株		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	4 名		
(10) 主 要 取 引 先	大和証券株式会社		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	嶺井 政人 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：千円)		
決 算 期	2023 年 3 月 期	2024 年 3 月 期	2025 年 3 月 期
純 資 産	151,374	284,823	559,627
総 資 産	730,521	991,903	1,374,430

(注) 当社は、本第三者割当契約において、割当予定先から、同社並びに同社の役員及び従業員が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受ける予定です。また、本新株予約権について許容譲渡先に譲渡する場合には、譲渡時において、許容譲渡先から、同社並びに同社の役員及び従業員又は同組合及び同組合の組合員について、同様の表明保証を受ける予定です。さらに、割当予定先及び同社の役員又は主要株主について、反社会的勢力であるか否か、並びに同社及び同社の役員又は主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都渋谷区東四丁目7番7号、代表取締役：中村勝彦）に調査を依頼し、2026年3月12日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先及び同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力である、又は同社及び同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先及び同社の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

また、グロース・キャピタルは非上場の会社であり、経営成績及び財政状態については、決算公告において公表されている事項（但し、当期純利益は決算公告を参照）を除いて開示の同意が得られていないため、記載しておりません。

#### （２）割当予定先を選定した理由

当社は、資金調達にあたり、割当予定先や複数の証券会社に対し資金調達方法について相談したところ、これらの割当予定先や証券会社から資本性調達手段及び借入等の負債性調達手法について提案を受けました。これらの提案につき、上記「３．資金調達方法の概要及び選択理由（２）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討した結果、2026年2月に割当予定先より提案を受けた本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。なお、割当予定先からご連絡をいただき、2025年4月に初回面談を実施し、当社の財務状況について相談を開始し、当該経緯の下、本スキームの提案を受けました。また、当社の事業の進捗や成長投資を実現するための資金調達を実施するにあたり、当社は、資金調達の確実性、割当予定先の投資実績及び投資方針等を総合的に勘案し、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が可能であること、並びに割当予定先が市場への影響に配慮しつつ株式売却を行う方針であることを確認したうえで、当社の事業の状況に適した割当予定先として選定いたしました。

本新株予約権においては当社の中長期的な事業拡大や安定的かつ強固な事業基盤の確立に向けての着実な資金の調達とその後の当社の企業価値の向上に資する貢献を期待する割当予定先を選定しております。本新株予約権の割当予定先であるグロース・キャピタルは、「上場ベンチャー企業の成長こそ日本の大きなポテンシャルである」という考えのもと、多くの日本の上場ベンチャー企業の成長を支援している会社です。当社は、グロース・キャピタルとの面談等を通じて、グロース・キャピタルは当社の経営方針及び事業内容を理解しているものと考えております。そして、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、グロース・キャピタルの過去のIR戦略の立案に関する支援実績、当社の事業・成長戦略への理解の深さ等を総合的に勘案して、グロース・キャピタルを割当予定先として選定いたしました。

#### （３）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本第三者割当契約において、本新株予約権の許容譲渡先以外の者への譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。なお、本新株予約権について許容譲渡先に譲渡する場合には、手続きの簡便化の観点から通知で足りる旨が本第三者割当契約に規定されています。また、本新株予約権が譲渡された場合には、適時適切に開示いたします。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭での報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本第三者割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有します。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

#### （４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本第三者割当契約において、割当予定先が払込みに要する十分な財産を保有する旨及び割当予定先が（本新株予約権を行使した際に交付される当社株式を長期間保有せずに売却することを考慮すれば）本新株予約権の全部を行使するために必要かつ十分な財産を保有し、又は今後確保することが合理的に見込まれる旨の表明保証を受ける予定です。また、当社は、割当予定先から、同社の取引

銀行が発行する 2026 年 3 月 31 日付の残高証明書を受領しており、同社に割り当てられる本新株予約権の発行に係る払込みに十分な現預金残高を有することを確認しております。また、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に本新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

#### (5) 株券貸借に関する契約

割当予定先は、当社の代表取締役社長であり株主である松村米浩及び当社の取締役会長であり株主である松村眞良との間で、2026 年 6 月 5 日から 2027 年 6 月 11 日までの期間において、両者からそれぞれ当社普通株式 230,000 株及び当社普通株式 200,000 株を借り受ける株式貸借契約を締結する予定です。なお、株式貸借契約において、貸借料は、2026 年 5 月 19 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の 0.1%の年額（但し、本新株予約権の発行要項に基づき本新株予約権の行使価額の調整が生じた場合、当該調整の適用日以降、当初行使価額を調整前行使価額として本新株予約権の発行要項の行使価額調整式を適用して得られた調整後行使価額の 0.1%の年額とし、2 回目以降の行使価額の調整が生じた場合には、当該 2 回目以降の調整の各適用日以降、その直前まで貸借料の基準とされた調整後行使価額を調整前行使価額として本新株予約権の発行要項の行使価額調整式を適用して得られた調整後行使価額の 0.1%の年額とします。）とし、担保は設定しない予定です。

当該株式貸借契約において、割当予定先は、割当予定先が借り受ける当社普通株式の利用目的を、割当予定先が本新株予約権の行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意する予定です。

#### (6) ロックアップ

当社は、本第三者割当契約において、本第三者割当契約の締結日以降、行使期間の末日（2027 年 6 月 11 日）までの間、割当予定先が未行使の本新株予約権を有する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なく、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を、以下の場合を除き行わない旨合意する予定です。

- ① 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- ② 本第三者割当契約の締結日現在残存している新株予約権の行使により、当社の普通株式を発行又は処分する場合。
- ③ ストックオプションプランに基づき、新株予約権その他当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使により当社の普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ④ 本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑤ 会社法第 194 条第 3 項に基づく自己株式の処分その他法令に基づき証券の発行又は処分が強制される場合。
- ⑥ 合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数（当該組織再編行為に基づくか、あるいは事業提携の目的での普通株式の発行又は処分後の発行済株式総数を意味する。）の 10%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

## 8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年12月31日現在）		
氏名	持株数（株）	持株比率
江平 文茂	2,250,000	3.79%
楽天証券株式会社	2,072,100	3.49%
永井 崇久	2,000,000	3.37%
株式会社SBI証券	1,091,906	1.84%
野村證券株式会社	803,184	1.35%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	733,800	1.24%
株式会社MM	540,300	0.91%
山下 博	386,600	0.65%
江崎 雄二	373,000	0.63%
八木 朗	342,600	0.58%

- (注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 9. 今後の見通し

今回の資金調達による2026年12月期の当社の業績に与える影響は軽微であります。

また、調達資金の用途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は適時適切に開示いたします。

## 10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2025年12月31日現在の総議決権数に対して最大24.91%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
売上高	29,534	257,915	128,084
営業損失（△）	△933,567	△793,045	△941,999
経常損失（△）	△930,634	△755,076	△937,456
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△932,897	△806,756	△937,373
1株当たり当期純損失(△) (円)	△26.82	△18.56	△17.44
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
1株当たり純資産額 (円)	48.44	44.53	33.51

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2026年3月31日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	59,365,100 株	100.0%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	9,973,000 株	16.8%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(注) 潜在株式はすべてストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
始 値	94 円	151 円	82 円
高 値	320 円	199 円	225 円
安 値	91 円	76 円	55 円
終 値	151 円	82 円	108 円

② 最近6ヶ月間の状況

	2025年 12月	2026年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	123 円	109 円	115 円	104 円	109 円	78 円
高 値	132 円	127 円	120 円	125 円	112 円	81 円
安 値	107 円	108 円	98 円	93 円	76 円	72 円
終 値	108 円	116 円	106 円	107 円	78 円	74 円

(注) 2026年5月の株価については、2026年5月19日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2026年5月19日
始 値	74 円
高 値	76 円
安 値	73 円
終 値	74 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第25回新株予約権の発行

割 当 日	2023年3月24日																									
発 行 新 株 予 約 権 数	76,700個																									
発 行 価 額	総額1,227,200円 (新株予約権1個あたり16円)																									
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,358,157,200円																									
割 当 先	EVO FUND																									
募集時における発行済株式数	30,695,100株																									
当該募集による潜在株式数	7,670,000株																									
現時点における行使状況	7,670,000株 (残新株予約権数0個)																									
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,400百万円																									
発行時における当初の資金使途	①新規パイプライン創出に向けた製剤開発 (210百万円) ②CPN-101 (MRX-4TZT) : 痙性麻痺治療薬 (チザニジンテープ剤) の臨床第2相試験 (治験薬試製造等の準備費用を含む。) (1,148百万円)																									
発行時における支出予定時期	①2023年4月~2023年10月 ②2023年9月~2024年2月																									
現時点における充当状況	<p>2023年9月15日、2024年8月9日、2025年8月8日及び2026年2月13日付で、金額及び支出予定時期を下記のように変更しております (なお、2023年3月8日に公表した金額及び支出予定時期からの変更箇所は下線で示しております。)</p> <p>(変更前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な使途</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>支出予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発</td> <td>210</td> <td>2023年4月~<u>2023年10月</u></td> </tr> <tr> <td>② CPN-101 (MRX-4TZT) : 痙性麻痺治療薬 (チザニジンテープ剤) の臨床第2相試験 (治験薬試製造等の準備費用を含む。)</td> <td><u>1,148</u></td> <td><u>2023年9月~2024年2月</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>1,358</u></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な使途</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>支出予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発</td> <td>210</td> <td>2023年4月~<u>2023年12月</u></td> </tr> <tr> <td>② CPN-101 (MRX-4TZT) : 痙性麻痺治療薬 (チザニジンテープ剤) の臨床第2相試験 (治験薬試製造等の準備費用を含む。)</td> <td><u>1,190</u></td> <td><u>2022年9月~2026年12月</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>1,400</u></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期	① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発	210	2023年4月~ <u>2023年10月</u>	② CPN-101 (MRX-4TZT) : 痙性麻痺治療薬 (チザニジンテープ剤) の臨床第2相試験 (治験薬試製造等の準備費用を含む。)	<u>1,148</u>	<u>2023年9月~2024年2月</u>	合計	<u>1,358</u>	—	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期	① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発	210	2023年4月~ <u>2023年12月</u>	② CPN-101 (MRX-4TZT) : 痙性麻痺治療薬 (チザニジンテープ剤) の臨床第2相試験 (治験薬試製造等の準備費用を含む。)	<u>1,190</u>	<u>2022年9月~2026年12月</u>	合計	<u>1,400</u>	—
具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期																								
① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発	210	2023年4月~ <u>2023年10月</u>																								
② CPN-101 (MRX-4TZT) : 痙性麻痺治療薬 (チザニジンテープ剤) の臨床第2相試験 (治験薬試製造等の準備費用を含む。)	<u>1,148</u>	<u>2023年9月~2024年2月</u>																								
合計	<u>1,358</u>	—																								
具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期																								
① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発	210	2023年4月~ <u>2023年12月</u>																								
② CPN-101 (MRX-4TZT) : 痙性麻痺治療薬 (チザニジンテープ剤) の臨床第2相試験 (治験薬試製造等の準備費用を含む。)	<u>1,190</u>	<u>2022年9月~2026年12月</u>																								
合計	<u>1,400</u>	—																								

	<p>なお、2026年4月末時点で、①新規パイプライン創出に向けた製剤開発に210百万円、②MRX-4TZT臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）に1,040百万円を充当済みです。残りの調達額150百万円は、②に2026年12月にかけて充当予定です。</p>
--	---

② 第三者割当による第28回及び第29回新株予約権の発行

割 当 日	2024年2月5日
発 行 新 株 予 約 権 数	95,800 個 第28回新株予約権：55,800 個 第29回新株予約権：40,000 個
発 行 価 額	総額1,907,600 円 第28回新株予約権1個当たり22 円 第29回新株予約権1個当たり17 円
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	1,756,207,600 円
割 当 先	EVO FUND
募集時における発行済株式数	38,365,100 株
当該募集による潜在株式数	9,580,000 株
現時点における行使状況	9,130,000 株 第28回新株予約権：5,580,000 株（残新株予約権数0 個） 第29回新株予約権：3,550,000 株（2024年12月30日をもって第29回新株予約権の行使期間が満了し、未行使であった4,500 個の新株予約権が消滅した結果、残新株予約権数0 個）
現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額）	1,048 百万円
発行時における当初の資金用途	第28回新株予約権 ①製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金（815 百万円） ②MRX-7MLL：アルツハイマー治療薬（メマンチン含有貼付剤）のP1a 試験費用（120 百万円） ③MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用（前半支払部分）（90 百万円） 第29回新株予約権 ①製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金（644百万円） ②MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用（後半支払部分）（87 百万円）
発行時における支出予定時期	第28回新株予約権 ①2024年2月～2025年11月 ②2024年4月～2024年7月 ③2024年8月～2024年12月 第29回新株予約権 ①2025年11月～2027年4月 ②2025年12月～2026年6月
現時点における充当状況	第28回新株予約権 2024年5月10日、2024年8月9日付で、金額及び支出予定時期を下記のように変更しております（なお、2024年1月12日に公表した金額及び支出予定時期からの変更箇所は下線で示しております。）。

(変更前)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金	815	2024年2月～2025年11月
② MRX-7MLL:アルツハイマー治療薬(メマンチン含有貼付剤)のP1a試験費用	120	2024年4月～2024年7月
③ MRX-4TZT:痙性麻痺治療薬(チザニジンテープ剤)の臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用(前半支払部分)	90	2024年8月～2024年12月
合計	1,025	—

(変更後)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金	439	2024年2月～2024年11月
② MRX-7MLL:アルツハイマー治療薬(メマンチン含有貼付剤)のP1a試験費用	120	2024年8月～2024年12月
③ MRX-4TZT:痙性麻痺治療薬(チザニジンテープ剤)の臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用(前半支払部分)	90	2025年1月～2025年6月
合計	649	—

第29回新株予約権

2024年8月9日、2024年12月30日付で、金額及び支出予定時期を下記のように変更しております(なお、2024年1月12日に公表した金額及び支出予定時期からの変更箇所は下線で示しております。)

(変更前)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金	644	2025年11月～2027年4月
② MRX-4TZT:痙性麻痺治療薬(チザニジンテープ剤)の臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用(後半支払部分)	87	2025年12月～2026年6月
合計	731	—

	(変更後)		
	具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
	① 製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金	312	2024年12月～2025年7月
	② MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用（後半支払部分）	87	2026年4月～2026年12月
合計	399	—	

なお、2026年4月末時点で、第28回新株予約権については、①製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金に439百万円、②MRX-7MLL P1a試験に120百万円、③MRX-4TZT臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用（前半支払部分）に90百万円を充当済みです。第29回新株予約権については、①製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金に312百万円を充当済みです。残りの調達額87百万円は、②MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用（後半支払部分）に2026年6月から12月にかけて充当予定です。

③ 第三者割当による第32回新株予約権の発行

割 当 日	2025年4月16日
発 行 新 株 予 約 権 数	118,700個
発 行 価 額	総額830,900円（新株予約権1個あたり7円）
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	1,009,650,900円
割 当 先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 94,960個 MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC 23,740個
募集時における発行済株式数	47,495,100株
当該募集による潜在株式数	11,870,000株
現時点における行使状況	11,870,000株（残新株予約権数0個）
現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額）	727百万円
発行時における当初の資金用途	①MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用（治験薬製造等の準備費用を含む）（140百万円） ②MRX-5LBT “Lydolyte” の上市準備・承認維持費用（260百万円） ③製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金（609百万円）
発行時における支出予定時期	①2025年4月～2026年6月 ②2025年10月～2026年10月 ③2025年8月～2026年10月

現時点における充当状況

2025年8月15日及び2026年2月13日付で、金額及び支出予定時期を下記のように変更しております（なお、2025年3月28日に公表した金額及び支出予定時期からの変更箇所は下線で示しております。）。

(変更前)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用（治験薬製造等の準備費用を含む）	140	<u>2025年4月～2026年6月</u>
② MRX-5LBT “Lydolyte” の上市準備・承認維持費用	260	2025年10月～2026年10月
③ 製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金	<u>609</u>	<u>2025年8月～2026年10月</u>
合計	1,009	—

(変更後)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用（治験薬製造等の準備費用を含む）	140	<u>2025年4月～2026年12月</u>
② MRX-5LBT “Bondlido” の上市準備・承認維持費用	260	2025年10月～2026年10月
③ 製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金	<u>327</u>	<u>2025年8月～2026年4月</u>
合計	<u>727</u>	—

なお、2026年4月末時点で、②MRX-5LBT “Bondlido” の上市準備・承認維持費用に28百万円、③製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金に327百万円を充当済みです。残りの調達額372百万円は、①MRX-4TZT痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用（治験薬製造等の準備費用を含む）に140百万円を2026年12月にかけて、②に232百万円を2026年10月にかけて充当予定です。

以上

(別紙)

株式会社メドレックス  
第 35 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称  
株式会社メドレックス第 35 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額  
金 1,626,020 円
3. 申込期日  
2026 年 6 月 5 日
4. 割当日及び払込期日  
2026 年 6 月 5 日
5. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、グロース・キャピタル株式会社 (以下「割当先」という。) に全ての  
の本新株予約権を割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 14,782,000 株とする (本新  
株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)  
但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的で  
ある株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合 (以下「株式分割等」と総称する。) を行う  
場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は  
切り捨てる。  
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
  - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。) の調整を行う  
場合 (但し、株式分割等を原因とする場合を除く。) には、割当株式数は次の算式により調整さ  
れる。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数について  
のみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行  
使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行  
使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新  
株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨  
並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を  
書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用  
開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

147,820 個

8. 本新株予約権 1 個当たりの払込金額

金 11 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、69 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、第 17 項第(2)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の属する週の前週の最終取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の 94%に相当する金額（1 円未満の端数を切り下げる。）に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が 37 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本項第(2)号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤ 本項第(2)号①乃至④の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①乃至④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日を除く。）の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を適用する日が第10項に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 12. 本新株予約権の行使期間

2026年6月8日から2027年6月11日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2026年6月8日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、2027年6月11日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

#### 15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

#### 16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社メドレックス 経営管理部

19. 払込取扱場所

株式会社中国銀行 三本松支店

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結される予定の第三者割当の契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を11円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使額は当初、69円とした。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上